別記歳入予算に係る節の区分の表款の区分の欄中「地方消費税交付金　自動車取得税交付金」を「法人事業税交付金　地方消費税交付金　環境性能割交付金」に改める。

（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第六条　住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項及び第五条第八項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。

（地方債に関する省令の一部改正）

第八条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改め、同条第一号イ中「交付額を」の下に「、法人の行う事業に対する事業税の収入額については同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付額をそれぞれ」を加え、同条第二号イ中「及び利子割交付金の収入見込額」を「、利子割交付金の収入見込額及び法人事業税交付金の収入見込額」に、「及び利子割交付金の収入額」を「、利子割交付金の収入額及び法人事業税交付金の収入額」に改め、同号ロ中「及び利子割交付金」を「、利子割交付金及び法人事業税交付金」に改める。

附則第二条の二第一号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則」を「地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則」に、「から地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「から平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に、「以下「減収額」を「次号及び第三号において「地方法人特別税等減収額」に改め、同条第二号中「次号」を「以下この条及び附則第二条の十五」に、「減収額」を「地方法人特別税等減収額」に改める。

附則第二条の十四の次に次の一条を加える。

（法第三十三条の五の九の額の算定方法）

第二条の十五　法第三十三条の五の九に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一　当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けない地方公共団体　次に掲げる地方公共団体の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ　都道府県　(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

(1)　次の算式により算定した地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による当該年度の道府県民税の法人税割の減収額及び地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定に基づく法人事業税交付金の交付額の合算額

算式

（A×（B／C）－A）＋D

算式の符号

A　当該年度の道府県民税の法人税割の収入額

B　平成二十六年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第五十一条に規定する法人税割の標準税率によって各道府県において定めた率

C　地方税法第五十一条に規定する法人税割の標準税率によって各道府県において定めた率

D　当該年度の法人事業税交付金の交付額

(2)　次の算式により算定した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。ロ(2)において「抜本改革法」という。）の施行による当該年度の地方消費税の増収額

算式

A×（1－B）

算式の符号

A　地方税法第七十二条の百十六第一項に掲げる同法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額

B　地方消費税の収入額のうち持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第二章の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るもの（ロ(2)において「社会保障充実分」という。）に活用する額に相当する額を算定するために総務大臣が定める率

ロ　市町村　(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

(1)　次の算式により算定した平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による当該年度の市町村民税の法人税割の減収額

算式

A×（B／C）－A